

# GE Vernova 取引先（サプライヤー、請負業者、 コンサルタント）向けインテグリティ・ガイド： GE Vernova サプライヤー行動規範



GE VERNOVA

本ガイドは、コンソーシアムパートナーにも適用されます。

## GE Vernova からのメッセージ

GE Vernova は、サプライヤー、請負業者、コンソーシアム・パートナー、コンサルタント（総称して「サプライヤー」）との取引を含め、当社が行うすべての事項において、強固なインテグリティ（誠実性）と高水準の事業行動にコミットしています。GE Vernova は、合法的、効率的かつ公正な取引慣行に基づいてサプライヤーとの関係を構築しています。サプライヤーは、GE Vernova のための活動に関連して適用される、法的小および規制上の要件、ならびに本「サプライヤー、請負業者、コンサルタント向けサプライヤー・インテグリティ・ガイド：GE Vernova サプライヤー行動規範」（以下「本ガイド」）に定める要件を遵守しなければなりません。

サプライヤーは、その従業員、作業員および代理人に対し、本ガイドの要件に関する研修を実施し、サプライヤー自らならびにその従業員、作業員、代理人、サプライヤー、および下請業者が、当該要件および GE Vernova に対するその他の契約上の義務を遵守することを請け合うものとします。サプライヤーは、本ガイドを遵守する際に生じる認識上の乖離および課題を明らかにするために、GE Vernova の要請に応じて関連情報を開示すること、および必要に応じて完全な遵守に向けた改善策の実施を含め、誠意をもって GE Vernova と協力することが求められます。

本ガイドまたはその要件についてご質問がある場合は、担当の GE Vernova マネジャーまたは GE Vernova のコンプライアンス担当者にご連絡ください。

## GE Vernova サプライヤーの責任

### 労働・人権

サプライヤーは、国際人権章典および国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」に記載されているものを含め、国際的に認められたすべての人権を尊重するという GE Vernova のコミットメントを共有し、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」および経済協力開発機構（OECD）の「責任ある企業行動のための多国籍企業ガイドライン」を遵守することが求められます。

**互いに尊重し合う職場：**GE Vernova は、安全、公正、かつ互いに尊重し合う職場環境を提供することにコミットしています。互いに尊重し合う職場を確保するために、サプライヤーには、最低限の要件として、以下のことが求められます。

- **公正な労働条件：**(i) すべての労働者に安全で衛生的な労働環境を提供すること、後述「安全で衛生的な職場」参照。(ii) 賃金および労働時間、十分な休息、募集および雇用契約を規定する、適用されるすべての法規制を遵守すること。(iii) 緊急または異例の状況を除き、時間外労働を含め、週の労働時間が 60 時間を超えないようにすること。(iv) 労働者に 7 日ごとに最低 1 日の休日を付与すること。(v) 各支払期間において、実施した労働に対する報酬が正確であることを確認できる十分な情報を含め、適時かつ理解しやすい給与明細書を労働者に提供すること。
- **結社の自由：**労働者が、報復措置、脅迫、暴力、または嫌がらせを恐れることなく、労働組合に加入し、または労働組合を結成し、団体交渉を行い、平和的な集会に参加するかどうかを自由に選択できるようにすること。



# GE Vernova 取引先（サプライヤー、請負業者、 コンサルタント）向けインテグリティ・ガイド： GE Vernova サプライヤー行動規範



GE VERNOVA

本ガイドは、コンソーシアムパートナーにも適用されます。

- **平等と非差別：**(i) すべての人に対して雇用および昇進の機会を平等に提供すること、(ii) ハラスメントおよび不法な差別のない職場の確保を約束すること。<sup>1</sup>
- **職場における尊厳：**(i) すべての労働者を公平に、かつ敬意をもって処遇すること。(ii) ジェンダーに基づく暴力、セクシュアルハラスメントおよびその他のハラスメント、性的虐待、体罰、精神的または身体的な強制、公の場での侮辱、労働者に対する暴言、およびそのような待遇のいずれかの脅迫を含むがこれらに限定されない、過酷または非人道的な待遇を禁止すること。(iii) これらの要件を支持するための懲戒に関する方針と手続きを維持し、それらを労働者に明確に伝達すること。

**強制労働：**(i) 受刑者労働や年季契約による拘束労働を含む強制労働を禁止し、労働者がいかなる形態の身体的、性的または心理的な強制、搾取、暴力、強要もしくは非人道的な扱いや、その他の形態の人身取引（人身売買）にもさらされないことを保証すること。(ii) 労働者の身分証明書または出入国関連書類が留保され（差し控えられ）たり、または破棄されたりしないことを保証すること。(iii) 労働者が、理由の如何を問わず、相当な予告をもって雇用を終了できることを認めること。(iv) いかなる種類の採用手数料も、労働者の賃金から控除されたり、その他の方法で労働者に請求されたりしないことを保証すること。(v) 詐欺的または誤解を招く採用活動を禁止すること。(vi) （国外から採用された労働者の場合）雇用終了時に、帰国のための交通費の労働者への償還を保証すること。(vii) 施設内における労働者の移動の自由、ならびに会社が提供する施設（該当する場合、労働者の寮や居住区を含む）への出入りについて、不当な制限がないことを保証すること。(viii) 雇用に関する契約条件および就業条件は、労働者が理解できる言語で労働者に提供すること。

**児童労働と若年労働者：**最低年齢に関する国際労働機関（ILO）第 138 号条約および児童労働の最悪の形態に関する第 182 号条約に従い、(i) 16 歳（または現地の法定年齢の方が高い場合はその年齢）未満の労働者の雇用を禁止すること。(ii) 危険な労働条件において、18 歳（または現地の法定年齢の方が高い場合はその年齢）未満の労働者の雇用を禁止すること。(iii) 労働者の年齢を確認するための適切な仕組みを導入すること。(iv) 年少労働者（16～18 歳）が危険な労働条件にさらされることを防止するため、適切な保護措置を導入すること。(v) 適用される法令に従い、学生の権利を保護すること。

---

<sup>1</sup>GE Vernova は、賃金、昇進、報奨、研修へのアクセス、人員削減または解雇を含むがこれらに限定されない採用および雇用慣行において、人種、肌の色、年齢、性別、性的指向、性自認または性表現、民族または国籍、障がい、妊娠、宗教、労働組合への加入、対象となる退役軍人の地位、保護される遺伝情報、婚姻状況または家族状況、あるいは適用法で保護されているその他の特性に基づく、差別またはハラスメントを禁止しています。

# GE Vernova 取引先（サプライヤー、請負業者、 コンサルタント）向けインテグリティ・ガイド： GE Vernova サプライヤー行動規範



GE VERNOVA

本ガイドは、コンソーシアムパートナーにも適用されます。

**環境・衛生・安全：**適用されるすべての環境・衛生・安全 (EHS) に関する法規制を遵守すること。

**安全で衛生的な職場：**安全で衛生的な職場を提供すること。これには、以下についてのコミットメントが含まれるが、これらに限定されない。(i) 火災および緊急時計画に適用される許認可を維持し、法令遵守した緊急時対応計画を維持すること。(ii) GE Vernova の事業所または GE Vernova の顧客の事業所内にいる場合、GE Vernova の救命規則および適用される EHS 要件を遵守すること。(iii) 作業員が必要な個人用保護具にアクセスでき、かつそれらを実際に着用するためのプロセスを導入し、文書化すること。(iv) 提供または手配された住居について、所在国の安全基準を満たすこと。(v) 高リスク作業におけるリスク軽減策を導入し、文書化すること。

**環境への影響および環境保護：**環境に配慮した事業慣行を維持し、地域社会に悪影響を及ぼさないことを確実なものとする。これには、以下のことが含まれるが、これらに限定されない。(i) 大気排出、排水、廃棄物の処分、化学物質、有害物質または危険物質の使用、保管、管理および処分、ならびに産業衛生に関する、適用される許可、免許および／または登録を維持すること。(ii) 汚染、大気排出、排水、廃棄物の処分、ならびに化学物質、有害物質、可燃性物質または危険物質の使用による影響を含む、事業活動による環境への影響のリスクを最小化するため、適切な手順を実施すること。

**責任ある資材調達：**(i) モントリオール議定書、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、ならびに米国の適用法令・規制により制限または禁止されている材料および物質について、製品開発、製造工程、包装、および GE Vernova に販売される最終製品における使用または含有を禁ずること。(ii) GE Vernova が当該材料および物質の含有について書面により明示的に同意した場合を除き、米国有害物質規制法 (TSCA)、欧州連合の特定有害物質使用制限 (RoHS) および REACH 規則、ならびにその他これらと同等の化学物質規制に違反する材料および物質を含有しないこと。(iii) GE Vernova から要請があった場合、GE Vernova に販売する製品に含まれる材料、鉱物、組成および物質、ならびに当該製品の製造において使用したエネルギーおよび発生した排出物に関する裏付けデータを、GE Vernova が指定するプラットフォーム上で提供すること。(iv) GE Vernova に供給する製品に 3TG が含まれる場合、サプライヤーがコンゴ民主共和国またはその他の紛争影響地域もしくは高リスク地域（責任ある鉱物イニシアチブの定義による）における武装勢力に対し、直接または間接的に資金提供していないこと、ならびに「OECD 紛争影響地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデューディリジェンス・ガイダンス」または当該ガイダンスと同等かつ認知されたデューディリジェンスの枠組みに整合する方法で調達している、という合理的な保証を提供すること。

# GE Vernova 取引先（サプライヤー、請負業者、 コンサルタント）向けインテグリティ・ガイド： GE Vernova サプライヤー行動規範



GE VERNOVA

本ガイドは、コンソーシアムパートナーにも適用されます。

## 倫理、公正な事業慣行・ガバナンス：

政府との取引、不正な支払、および GE Vernova の従業員ならびに代理人との取引：以下のことを維持し、実行すること。(i) 贈収賄の禁止を含む、合法的な事業慣行の遵守を義務付ける方針。(ii) GE Vernova の調達、取引、または商取引に関連して、GE Vernova の従業員、GE Vernova の代理人、GE Vernova の顧客、またはいずれかの政府職員に対し、贈賄またはキックバックに該当する、現金、贈答品、接待、雇用の申し出、またはその他の種類の利益を含むがこれらに限定されない価値を有するものを、直接的または間接的に提供することの禁止。さらに(iii) GE Vernova から要請があった場合に、裏付けとなるデータを提供すること。

**競争法：**提案中、係属中、または現行の GE Vernova の調達に関する、第三者と価格、コスト、その他の競争情報の共有または交換、あるいは、あらゆる共謀行為への関与を回避すること。

**知的財産：**GE Vernova および第三者の知的財産権（すべての特許、商標、著作権、トレードシークレットを含む）を尊重すること。

**セキュリティおよびプライバシー：**(i) GE Vernova の個人情報につき、責任を持って、かつコンプライアンスを遵守して収集、取り扱い、および保護することにより、個人のプライバシー権を尊重すること。(ii) GE Vernova の機密情報の不正もしくは違法な破壊、改変、変更、または偶発的な喪失を防ぐため、GE Vernova の基準を満たし、かつ GE Vernova の機密情報<sup>2</sup>のセキュリティおよび機密性を確保するように設計された、適切な物理的、管理的、および技術的な統制を導入し、維持すること。(iii) サプライヤーの事業および施設を、犯罪者もしくはテロリストの個人および組織による悪用から保護すること。

**輸出入管理および税関事項：**GE Vernova の書面による明示的な許可なく GE Vernova の技術情報をいかなる第三者にも移転、提供または開示しないことを徹底し、物品、サービス、ソフトウェア、技術または技術データの輸入、輸出、再輸出または移転において、権限のない個人または団体によるアクセスまたは使用に関するあらゆる制限を含め、適用されるすべての輸出入管理法令を遵守すること。

**管理機能および税法：**すべての文書、通信、会計記録が正確かつ誠実であることを確実なものとし、脱税または脱税のほう助とみなされ得るいかなる行為も行わず、また関与しないようにするため、GE Vernova が関与する取引に関連して GE Vernova または政府当局に提出される、または第三者による監査の対象となるすべての請求書および通関その他これに類する書類に、提供または納品された物品およびサービスならびにその価格が正確に記載されるようにすること。

---

<sup>2</sup>GE Vernova の機密情報とは、GE Vernova が作成し、または収集した情報であって、不適切に開示または使用された場合に GE Vernova に損害を与えるリスクをもたらすものであり、GE Vernova の高度機密情報および個人情報を含むが、これらに限定されるものではありません。

# GE Vernova 取引先（サプライヤー、請負業者、 コンサルタント）向けインテグリティ・ガイド： GE Vernova サプライヤー行動規範



GE VERNOVA

本ガイドは、コンソーシアムパートナーにも適用されます。

**利益相反：**一切の利益相反、または利益相反の可能性があると思なされる状況を回避すること。関連する利益相反は、一般的に、個人的な利益がサプライヤーの業務／サービスを公平に遂行する能力を妨げる、または妨げるように見える場合に生じる。サプライヤーは、現実のまたは潜在的な利益相反が生じた場合、GE Vernova にその事実を通知することが求められる。これには、サプライヤーまたはその従業員の個人的な利益と GE Vernova の利益との間に、潜在的または外観上の利益相反が生じる、あらゆる状況が含まれる。

**リスク管理：**サプライヤーの事業活動、製品、サービスに関連する適用法令、および本ガイドの要件を遵守するため、リスク管理体制を構築すること。リスク管理システムは、サプライヤーの規模、事業環境、および優先リスクに相応するものとする。

**デューディリジェンス：**本ガイドの要件を遵守するため、正規かつ一貫性のあるプロセスを採用すること。

**苦情処理制度および労働者との関わり：**本ガイドの要件に関する懸念または苦情を受け付け、対処するために、匿名で、公正かつ公表された苦情処理制度を確立すること。サプライヤーは、労働者が報復を恐れることなく懸念やフィードバックを提起できる安全な環境を提供しなければならない。

**記録、開示および監査の権利：**本ガイド要件への遵守を実証するため、サプライヤーは記録を維持し、要求に応じて GE Vernova に当該記録を提供すること。サプライヤーは、(i) GE Vernova がサプライヤーに相当な通知を行った上で、GE Vernova がサプライヤーを訪問し、サプライヤーの検査または監査を行うことを許可すること、および(ii) GE Vernova が要請する是正措置を適時に実施することを含め、GE Vernova が本ガイドの遵守状況を評価する取組みに協力することに同意するものとする。

サプライヤーが本ガイドの要件を遵守しない場合、GE Vernova は取引関係を停止または終了させる権利を留保する。

# GE Vernova 取引先（サプライヤー、請負業者、 コンサルタント）向けインテグリティ・ガイド： GE Vernova サプライヤー行動規範



GE VERNOVA

本ガイドは、コンソーシアムパートナーにも適用されます。

## ヘルプ - 質問や懸念を提起する方法

各サプライヤーは、現地の法律および当該報告に適用される法的制限に従い、本ガイドに関連して GE Vernova に影響を及ぼす懸念事項を知った場合には、当該懸念事項がサプライヤー自身に関わるか否かにかかわらず、速やかに GE Vernova に報告するものとします。サプライヤーはまた、GE Vernova とサプライヤーが関与するこのような事象の調査において GE Vernova を支援するために、GE Vernova が合理的に要求する措置を講じなければなりません。サプライヤーの業務が米国政府契約に関連する場合、サプライヤーは、本ガイドに対する不適合の疑義については GE Vernova に通知しなければなりません。

迅速な報告は不可欠です — GE Vernova のサプライヤーは、以下の要領で質問または懸念事項を提起することができます。

- GE Vernova のマネージャーとの協議による場合、または
- GE Vernova オンブズおよびオープンレポーティング・ヘルプラインへの電話による場合：  
米国／カナダ - +1800 261 0643 または ロンドン国際ハブ +44 20 3769 3297；または
- ~GE Vernova コーポレート・オンブズ [Corporate.OmbudsgOqevernova.com](https://www.gevernova.com/corporate-ombuds)  
または
- いずれかのコンプライアンス担当者（例：GE Vernova の法務担当者または監査人）への連絡による場合

注：サプライヤーは、違反が発生したことについて必ずしも確信を持つ必要はなく、むしろ、何らかの不正または法令や方針の違反が発生したと善意で信じる根拠がある場合は、躊躇せずその懸念を申し出るべきです。GE Vernova は、提起されたすべてのインテグリティに関する懸念を徹底的に調査し、必要に応じて是正措置を講じます。

GE Vernova は、善意でそのような懸念を報告した者が誰であっても、これに対して報復することを禁止します。